

総社市告示第127号

総社市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱（平成29年総社市告示第28号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、最後に設置する補助対象機器を設置した日の属する年度の<u>翌年度末</u>までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書兼実績報告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、最後に設置する補助対象機器を設置した日の<u>翌日から起算して1年を経過する日</u>までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書兼実績報告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。